

インボイス

所得の把握水準の向上 もあるのか

しかし帳簿で調査するのと請求書で調査するので何が違うの

個人が家を売っても消費税かからないから転嫁しないというのは確かに定着しているな。

新30条1項

当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額(当該課税仕入れに係る**適格請求書**(第57条の4第1項に規定する適格請求書をいう。第9項において同じ。))又は**適格簡易請求書**(第57条の4第2項に規定する適格簡易請求書をいう。第9項において同じ。)**の記載事項を基礎として計算した金額**その他の政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この章において同じ。)

新45(原則、割戻計算)

税率の異なるごとに区分した課税標準に対する消費税額

新45V(特例、積上計算)

適格請求書に記載した消費税額

これは売上の話

新30 I、令46 I II(原則、積上計算)

適格請求書の記載事項を基礎として計算した金額 まじか

令46 III(特例、割戻計算)

支払い対価の額を税率の異なるごとに区分し合計した金額に7.8、6.24を乗ずる

これでいいなら今まで通りじゃん

請求書がない場合

現行30条7項

帳簿及び請求書等を保存しない場合には適用しない。やむを得ない事情を証明したときはこの限りでない。

平成9年3月31日までは帳簿又は請求書だったのが及びになったのはインボイスの準備とかそんな前からなの

現行令49条

3万円未満

やむを得ない理由がある

消基通11-6-3

交付を請求したが交付を受けられなかった

新30条7項

帳簿及び請求書等(困難である場合は帳簿)を保存しない場合には保存がない仕入について適用しない

新法57条の4

適格請求書発行事業者は交付しなければならない。ただし、困難な場合はこの限りでない
新令70条の9第2項
3万円未満の切符、卸売市場での競り売り入札、困難な場合
新則26の6
困難とは、自販機、切手

26の6は令79条の9についているので適格請求書の交付の話で、交付しないでいい場合を規定しているから、現行11-6-3はなくなるのだろうか。まあ、当たり前か。

請求書等保存方式

帳簿の備付け 58

現行

帳簿及び請求書等を保存しない場合には保存がない課税入れ等については適用しない30VII

帳簿とは相手方の氏名仕入れの年月日資産役務の内容支払い対価の額30VIII

請求書等とは30IX

請求書納品書等で氏名や譲渡等の年月日、譲渡対価の額等(消費税額相当額を含む)を記載

令和5年10月から

30IX

適格請求書

仕入明細書でいいと書いてありますかこれ 相手方の確認？

積上げとか割戻とか何度聞いても意味わからない

法45条5項は、売上について積み上げ計算したときは控除も特例でいいですよとってますかね
その特例とは令46条6項で、積み上げ計算しないなら割戻でいいですよとってますかね

わかんないんだけどこんなの1取引1円しか差がつかないんでしょ

それが1万個あったとしても、一取引あたり1円であることは変わらないでしょ

100万個あっても同じでしょうが

意味がわからんよ